

電気事業法に係る審査基準等（技術基準の解釈）への引用要望について

平成14年7月18日
日電規委14第11号
日本電気技術規格委員会幹事

日本電気技術規格委員会は、下記のとおり、「電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等」（技術基準の解釈）に引用を要望する規格を審議し、経済産業省原子力安全・保安院に提出することを予定しておりますのでお知らせいたします。

ご意見のある方は理由を付して文書でご提出下さい。

1. 件名

電気事業法に係る「電気設備の技術基準の解釈(以下、「電技解釈」と略す。)」第152条（臨時電線路の施設）に引用を希望する日本電気技術規格委員会規格の策定

- ・規格案の名称：「架空電線路の支持物に施設する支線へのワイヤロープの適用」
- ・規格案を策定した委員会名：（社）日本電気協会の送電専門部会

2. 規格案の趣旨，目的，内容等

架空電線路の支持物の支線には主に垂鉛めっき鋼より線が使用されていますが、これとは異なる構造を持つワイヤロープはその用途の多様性からメーカーが常に在庫を保有し、迅速な調達が可能のため、災害復旧等の緊急時の使用に有利であり、また、可とう性が良いため、工事現場での作業性に優れるという利点を有しています。

架空電線路の支持物の支線については、電技解釈第63条において、架空電線路の支持物に支線を設ける場合の工事方法とともに、支線をより線とした場合に必要な性能が規定されています。ワイヤロープがより線に該当するか否かは明確にされていませんが、より線と仮定すると、電技解釈第63条で支線に使用するより線の素線の直径は2mm以上であることと規定されていることから、これ以下の直径の素線で構成されているワイヤロープはこの規定を満足しないおそれがあります。

一方、電技解釈第152条では、供給力確保のための仮工事や地震、台風、洪水等の自然災害により架空送電線路が損壊した場合の応急復旧等、使用期間の短い臨時的に施設する電線路の施設方法が規定されており、このような臨時電線路では保安面に問題ない限りにおいて、簡便な工事方法によってよいことが認められ、架空電線路の支持物に施設する支線の耐食性等の要求性能についても通常の使用状態と比較して緩和されています。

これらの状況から、使用期間が6ヶ月以内の架空電線路の支持物に施設する支線にワイヤロープを使用することについて調査・検討した結果、その使用が妥当であるとの結果を得ましたので、架空電線路の支持物に施設する支線において、ワイヤロープを適用

可能とする規格を策定し、本規格の電技解釈への引用を要請しようとするものです。

3．電技解釈への引用要望の提出予定日

平成14年9月又はそれ以降

4．問い合わせ先・関連資料入手先・意見提出先

日本電気技術規格委員会 事務局（（社）日本電気協会内）

電話：03-3216-0553 内線252

FAX：03-3214-6005

所在地：〒100-0006

東京都千代田区有楽町1-7-1 有楽町電気ビル北館4階

5．意見提出期限

平成14年8月20日(火)

なお、提出いただいたご意見等は、氏名を伏せて公表する場合がありますので、ご了承ください。

備考： 日本電気技術規格委員会は、電気事業法に係る審査基準等（技術基準の解釈）に引用されるような民間規格・基準等を審議、承認する公正・中立な民間規格策定機関として平成9年に設立された委員会であり、上記案件は同委員会規約に基づいて公表するものです。

上記案件が日本電気技術規格委員会において承認された場合には、経済産業省原子力安全・保安院に対して、同審査基準等（電技解釈）への引用の要請を行う予定です。